一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和2年9月分]

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20200911	(法人番号	宮城県仙台市太白 区東郡山1丁目1番 11号		宮城県仙台市太白区 東郡山1丁目210番2	止(10日車)	第3項	令和2年6月30日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)		1

[※]事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。